



江草基金 後援

## Ernst Forsthoff の「生存配慮」概念と 戦後ドイツの福祉国家行政法

2014年10月10日

Wiss. Ass. Dr. Florian Meinel (Humboldt-Universität zu Berlin)

このたび、公益財団法人社会科学国際交流江草基金の後援を受け、高木光教授（京都大学大学院法学研究科）の招聘により、ベルリン・フンボルト大学のフローリアン・マイネル氏が来日されることとなりました。マイネル氏は近時のドイツ公法学の若手の研究としては珍しい歴史研究に取り組み、ドイツを代表する行政法学者である Forsthoff の学説を多面的かつ緻密に検討した著書を公刊しておられます（*Der Jurist in der industriellen Gesellschaft, Ernst Forsthoff und seine Zeit*, 2011）。現在は、ヴァルドホフ教授のもとで教授資格論文の執筆作業に取り組んでおり、次世代を代表する最若手の有力な公法学研究者の一人と目されています。

そこで、マイネル氏に上記博士論文のエッセンスと、10月7・8日に京都大学で開催される国際研究集会におけるご報告（*Constitutionalizing and De-Constitutionalizing Distribution: The Welfare State in German Public Law*）の内容とを織り交ぜながら、戦後（西）ドイツの給付行政法の展開をお話頂き、その後自由に討論する意見交換会を下記の通り企画いたしました。みなさま万障お繰り合わせの上、ご参集下さい。

### 記

- 日時 2014年10月10日（金） 13時～18時
- 場所 京都大学大学院法学研究科 法経本館3階 小会議室
- 演題 Ernst Forsthoff notion of 'Daseinsvorsorge' and the administrative law of the welfare state in Germany after 1945
- 使用言語 英語・ドイツ語（報告は英語で行います）

連絡先：原田大樹（京都大学大学院法学研究科）

harada@law.kyoto-u.ac.jp